

## 流山市教育委員会後援に関する要綱

平成19年1月31日

教育委員会告示第3号

改正 平成20年2月1日教委告示第3号

改正 令和3年3月30日教委告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育、学術、文化又はスポーツに関する諸事業を実施する団体の活動に対し、流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 団体が行う諸事業について、教育委員会がその趣旨に賛同し、後援名義の使用を承認することをいう。
- (2) 政治活動 特定の政党を支持又は反対するための活動及びその他政治的活動をいう。
- (3) 宗教活動 特定の宗教のための活動及びその他宗教的活動をいう。

(承認の基準)

第3条 後援の承認の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育、学術、文化又はスポーツの向上及び普及振興に寄与し、公共性があると認められる事業であること。ただし、政治活動、宗教活動又は営利を目的とする活動であると認められるものは除く。
- (2) 教育委員会の方針及び施策に反しないものであること。
- (3) 流山市の区域及びこれに隣接する地域において開催され、広く一般に公開された事業であること。
- (4) 公衆衛生及び事故防止について十分な措置が講じられていること。
- (5) 事業実施の責任者が明らかであること。
- (6) 必要な官公署への届出等の手続がとられていること。

(申請)

第4条 教育委員会の後援を申請しようとする者は、後援承認申請書(別記第1号様式)を事業開催日の14日前までに教育委員会に提出しなければならない。

(承認又は不承認の通知)

第5条 教育委員会は、前条の申請があったときは、速やかにその承認の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に後援承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

（事業の中止又は変更）

第6条 前条の規定により後援の承認を受けた者（以下「後援事業実施者」という。）は、事業を中止し、又は、申請内容に変更が生じたときは、流山市教育委員会後援事業中止・変更届（別記第3号様式）により、直ちに教育委員会に届け出ること。

（実施報告）

第7条 後援事業実施者は、当該後援に係る事業が終了したときは、当該事業終了後30日以内に、実施報告書（別記第4号様式）により、教育委員会に報告しなければならない。

（承認の取消し）

第8条 教育委員会は、第5条で承認した事業が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができるほか、当該事業を今後後援しないことができる。

（1）申請内容に虚偽があったとき。

（2）第3条の基準を満たさないことが明らかになったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により承認を取り消したときは、後援承認取消通知書（別記第5号様式）により通知しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の取消しによって生じた損害等については、一切の責任を負わないものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第4条）

後援承認申請書

年 月 日

流山市教育委員会あて

申請者 団体名

代表者 住所

氏名

電話番号

下記の事業について、後援を受けたいので申請します。

記

1 事業の名称

2 主催者・後援者名

3 事業の趣旨

4 開催期間

年 月 日（ ） 時 分から  
年 月 日（ ） 時 分まで

5 開催場所

6 参加予定者数

添付書類 申請書には、次の書類を添付してください。

- ・団体の規約、会則等
- ・事業の開催要項、プログラム又はポスター等
- ・事業の収支予算書
- ・賞状の文案（賞状の交付を受けようとする場合に限る。）
- ・その他事業実施に伴う書類
- ・その他教育委員会が必要と認める書類

第2号様式（第5条）

後援承認（不承認）通知書

年 月 日

様

流山市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました事業につきましては、  
下記のとおり承認（不承認）することにしましたので通知します。

記

1 事業の名称

2 開催期間

年 月 日（ ） 時 分から

年 月 日（ ） 時 分まで

3 開催場所

4 理由（不承認の場合）

第3号様式（第6条）

後援中止・変更届

年 月 日

流山市教育委員会あて

申請者 団体名

代表者 住所

氏名

電話番号

後援の承認を受けた事業について、下記のとおり中止・変更したいので、流山市教育委員会後援に関する規則第6条の規定により届け出ます。

記

1 事業名

2 主催者又は主催団体の責任者

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 電話番号

3 中止・変更内容

4 中止・変更理由

添付書類（変更の場合）

- ・事業変更に伴う開催要項
- ・事業変更に伴う収支予算書
- ・その他事業変更に伴う書類

第4号様式（第7条）

実 施 報 告 書

年 月 日

流山市教育委員会あて

団体名

代表者 住所

氏名

電話番号

後援の事業を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 事業の名称

2 開催期間

年 月 日（ ） 時 分から  
年 月 日（ ） 時 分まで

3 開催場所

4 参加人数

5 事業の概要

添付書類 報告書には、次の書類を添付してください。

- ・事業の収支決算書

第5号様式（第8条第2項）

後援承認取消通知書

年 月 日

様

流山市教育委員会 印

年 月 日付けで承認しました事業につきましては、下記のとおり承認を取り消しましたので通知します。

記

1 事業の名称

2 開催期間

年 月 日（ ） 時 分から  
年 月 日（ ） 時 分まで

3 開催場所

4 理由